（子法人による親法人投資口の取得）

第百三十一条　法第八十一条第二項第二号に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一　他の法人等が行う株式交付（会社法以外の法令（外国の法令を含む。）に基づく株式交付に相当する行為を含む。）に際して親法人投資口（法第八十一条第一項に規定する親法人投資口をいう。以下この条において同じ。）の割当てを受ける場合

二　親法人投資口を無償で取得する場合

三・四　［略］

五　その権利の実行に当たり目的を達成するために親法人投資口を取得することが必要かつ不可欠である場合（法第八十一条第二項第一号及び前各号に掲げる場合を除く。）

（投資口の併合に関する事前開示事項）

第百三十一条の二　法第八十一条の二第二項において準用する会社法第百八十二条の二第一項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　次に掲げる事項その他の法第八十一条の二第二項において準用する会社法第百八十条第二項第一号に掲げる事項についての定めの相当性に関する事項

イ　［略］

ロ　法第八十八条の規定により一口に満たない端数の処理をすることが見込まれる場合における次に掲げる事項

(1)　次に掲げる事項その他の当該処理の方法に関する事項

(i)　法第八十八条第一項の規定による処理（第百三十八条第一号又は第二号に定める方法に限る。）を予定している場合には、売却する時期及び売却により得られた代金を投資主に交付する時期の見込み（当該見込みに関する執行役員の判断及びその理由を含む。）

(ii)　法第八十八条第一項の規定による処理（第百三十八条第三号に定める方法に限る。）を予定している場合には、売却に係る投資口を買い取る者となると見込まれる者の氏名又は名称、当該者が売却に係る代金の支払のための資金を確保する方法及び当該方法の相当性並びに売却する時期及び売却により得られた代金を投資主に交付する時期の見込み（当該見込みに関する執行役員の判断及びその理由を含む。）

(2)　当該処理により投資主に交付することが見込まれる金銭の額及び当該額の相当性に関する事項

［二・三　略］

（執行役員の選任に関する議案）

第百四十三条　執行役員が執行役員の選任に関する議案を提出する場合には、投資主総会参考書類には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

［一～七　略］

八　候補者と当該投資法人との間で補償契約（法第百十六条の二第一項に規定する補償契約をいう。以下同じ。）を締結しているとき又は補償契約を締結する予定があるときは、その補償契約の内容の概要

（子法人による親法人投資口の取得）

第百三十一条　［同上］

［号を加える。］

一　親法人投資口（法第八十一条第一項に規定する親法人投資口をいう。以下この条において同じ。）を無償で取得する場合

二・三　［同上］

四　その権利の実行に当たり目的を達成するために親法人投資口を取得することが必要かつ不可欠である場合（法第八十一条第二項第一号及び前三号に掲げる場合を除く。）

（投資口の併合に関する事前開示事項）

第百三十一条の二　［同上］

一　［同上］

イ　［同上］

ロ　法第八十八条の規定により一口に満たない端数の処理をすることが見込まれる場合における当該処理の方法に関する事項、当該処理により投資主に交付することが見込まれる金銭の額及び当該額の相当性に関する事項

［加える。］

［加える。］

［二・三　同上］

（執行役員の選任に関する議案）

第百四十三条　［同上］

［一～七　同上］

［号を加える。］